

「印刷版」・「印刷データ」の権利帰属

デジタル化以前の「印刷版」の所有権

ここでいう「印刷版」は、印刷物が仕上がっていく過程で作成される版下、フィルム、紙型などを指します。したがって、著作権や出版権とは別のもので、専ら版下、フィルム類が作成されたときに、その所有権が発注者であるユーザーに在るのか、印刷業者に在るのか、といったことが問題化したことから、このことがクローズアップされてきたものです。

とくに、(a)「他の印刷業者で印刷するから前に作った版を渡してほしい」と得意先から言われた。(b)フィルム類を独自に保管していたところ滅損した。得意先から再版の話があったときに再作成費用を請求するのが正しいのか。(c)得意先から版の提出を求められて貸し出す場合、代償を請求できるか、というような事例が提起されました。

このようなことから、当組合に著作権問題特別委員会が設置され、逐次全日本印刷工業組合連合会、日本印刷工業会と拡大されて検討が続けられ、最終的に次の「取扱要領」が決められました。

この考え方は「特別な約束がない限り、印刷版の所有権は印刷業者に属する。原則として1か年は印刷業者が独自に保管する。“印刷版”の作成費用(フィルムなど素材費と技術料など)は得意先が負担しているものの、印刷業者は仕上がった印刷物を納入する契約、請負をしたのだから、特約のない限り中間形成物まで納めることはない」という意味合いのものです。

<印刷版についての取扱要綱>

ア. 印刷版の意義

本要綱で、印刷版とは原版、紙型およびこれらに類するもの(以下印刷版と称する)の所有権および使用権を総称している。なお、原版とは活字組版、フィルム、彫刻銅版など、紙型とは紙型、マトリックスなど、これらに類するものとは鉛版、ゴム版、感光性合成樹脂版、亜凸版、銅凸版、アルミ版、バイメタル版、トライメタル版などを指す。

イ. 印刷版の所有権

印刷版の所有権は、注文者との特約のある場合を除き印刷業者に属する。再使用のための保管の特約のある場合といえども、保管期間は1か年を限度とする。

ウ. 印刷版の製作費

印刷版は、印刷業者が注文者からの印刷を行なうために業者としての創意と技術ノウハウを投入して作成されるものであり、注文者の印刷に使用するためのみ用意されるもので

あるから、その製作に要する技術・加工費は、当該印刷物製造原価のなかに算入される。

エ．印刷版所有権の譲渡

a．印刷業者は、注文者からの要請があったときは、印刷版を相当価格をもって注文者に譲渡することができる。

b．印刷業者は、注文者の承諾なくしては、印刷版を注文者以外の者に譲渡もしくは貸与することができない。

オ．印刷版の使用

a．印刷業者は、注文印刷物のために製作された印刷版は、これを注文者のためにのみ使用することを要する。

b．注文者は、留保すべき印刷版の範囲および留保期間または使用回数につき印刷業者と特別の合意をなし、印刷後の印刷版につき、なお使用する権利を留保することができる。この場合、注文者は、右の留保期間または使用回数に応じて使用権留保料を支払うことを要する。

c．注文者が、前項に基づき留保した印刷版を使用して印刷を注文した場合、印刷業者は当該印刷のため新たに必要とした費用を注文者に請求することができる。

取扱要綱は昭和 47 年 3 月著作権問題特別委員会審議資料

カ．参考事例

判例 1

昭和 32 年 2 月 26 日判決

「銅版の所有権は印刷業者に帰属する」(東京地裁：寄託物引渡並びに損害賠償請求事件)

要旨「印刷業者が出版者から印刷の発注を受けた場合、その印刷のために作製した写真銅版は印刷業者の所有に帰属するのが商慣習であって、印刷業者が銅版製作費と印刷費を区別して受け取った場合と印刷費として一括して受け取った場合とでは商慣習に差異がないこと、印刷業者は印刷後少なくとも 1 年間は銅版を保存するのが通常だが、これは再版の場合に備えてなされるもので、特約のない限り、銅版の保存も印刷業者の義務ではない。」(第 2 審途中で和解。「商慣習」が重視されて印刷業者側の勝訴。印刷物を仕上げる途中で形成される「フィルム」なども同様と判断される。)

判例 2

昭和 55 年 7 月 18 日判決

「ポジフィルムの所有権は印刷業者に帰属する」(東京地裁：損害賠償請求事件)

要旨「グラビア印刷の場合、ポジフィルムの材料費等の作製費用が印刷代金に含まれるのは当然であり、逆にそうであるからといって、ポジフィルムの作製が当然グラビア印刷契約の目的、内容となっているものではない。また、出版社が単に本件各ポジの作製費用を

含む印刷代金を支払ったからと言って、直ちに各ポジの所有権が出版社に帰属すべき理由はない。」(グラビア印刷用のフィルムをめぐる判例。第2審途中で和解。一部貸し出されたり、重版の際に使用する特約など途中経過で問題はあるものの、得意先に所有権が帰属するという理由にはならないとしたもの。印刷業者は印刷物作成を請負ったのであってフィルムの作成が契約の目的、内容となっているものではない。)

判例3

平成2年3月22日判決

「版下の所有権は印刷業者に帰属する」(1審) 控訴され2審へ
(東京地裁：売掛債権請求事件)

経過「原告A社は自社商品の販売とともに印刷物の作製も請負い、被告B社と取引をしていたが、B社の代金の支払いが遅延したため、B社を相手取り地裁に訴えた。その裁判の中でB社は、A社に取引を打ち切られたことにより、従来依頼していた印刷が不可能となったため、過去に遡ってA社が作製した<版下>の返却を求め、さらにそれが不可能となったので、逆にその損害賠償請求の債権を主張、A社に売掛金の相殺を迫った。それに対し、地裁はB社の主張を退けてA社の実質勝訴となった。」

要旨「特段の事情ない限り、版下は印刷の原料の一種として印刷業者の権利に属し、発注者に引き渡すことを要しないとされるのが一般的慣行であるとしたもの。」

< B社が東京高裁へ控訴 >

判例3-2

平成2年12月26日判決

「版下の所有権は印刷業者に帰属する。」(二審) 上告せず結審(東京高裁：売掛債権請求控訴事件)

経過「高裁は版下の扱いについて印刷業界等の慣行を把握するため東印工組をはじめ、他2団体に調査嘱託をし、それぞれから回答を得て、それを参考に判断した。以後、B社の上告がなかったため結審となり実質A社の勝訴となったもの。」

要旨「印刷の受・発注の関係は、印刷物の完成を目的とする請負契約の性質を持つものであり、印刷業者としては、発注にかかわる印刷物を完成させ、これを発注者に引き渡すことによって契約に基づく義務の履行を終える。版下は、当事者間の合意、商慣習、その他特別の事情がない限り、これを発注者に引き渡す義務はないとした。」

この二審の判決では従来印刷業界が主張してきた「版下の所有権」に関する解釈がほぼ全面的に認められ、更にその判決の中で、得意先と印刷会社との発注・受注の関係は「請負契約」の性質を有するものとの見解も示されました。

デジタル化に伴う「印刷用データ」の権利問題

印刷業界のデジタル化に伴い、印刷工程は大きく変化し、印刷版に代わり印刷データ(印刷事業者が作成し保有する印刷用デジタルデータ)の所有権も問題となるようになってきました。ここでは印刷事業者が印刷物の製作を通常の商習慣に従って受注した場合を想定

し、印刷データの権利帰属に関する問題について整理します。

ア．印刷データの所有権

印刷データは、得意先から受注した印刷物を製作する過程において、印刷事業者によって作成される中間生成物である。有形物か無形の情報かの違いはあるが、請負契約の目的物である印刷物を完成させるための材料あるいは手段であるという点においては印刷版とまったく差異はないため原則として、印刷データの所有権も印刷版と同様に印刷事業者に帰属すると考えるのが一般的であろう。

なお、ここで言う印刷データの所有権とは、当該印刷データが固定されているMO、磁気テープ、コンピュータのメモリーやハードディスクなどの媒体の所有権と管理、取引が可能な広い意味での基本的権利（処分権、使用収益権）を含む。[注釈1]

[注釈1]

印刷データが固定されている媒体の所有権については疑問の余地はないが、印刷データそのものが所有権の対象になり得るかどうかという点については、法的な考え方に関する一定の整理をしておく必要があるだろう。

所有権とは、法令の制限内においてものを自由に使用・収益・権利する処分である。現行法上、明確に所有権の対象となっているのは、物、つまり有体物であり、動産と不動産、無記名債権がこれに該当する。

印刷データそのものはデジタル化された情報であり、無体物であるため、一般的な法解釈をすれば、デジタル情報は所有権の対象にはなり得ない。しかしながら、印刷データはコンピュータのメモリーやハードディスク、MO、磁気テープなど何らかの記録媒体に必ず固定され、また、ディスプレイを通して常に一定の可視的な情報として認識することが可能である。創触点では、印刷データは本質的には無体物でありながらも実質的には管理が可能であり、有体物と同様に取引の客体としての能力も十分に備えていると言える。

以上の実情を考慮したうえで、ここでは、これら印刷データにかかる使用収益権および処分権のことを、事実上の所有権と同視し、媒体の所有権と併せてわかりやすく所有権と呼ぶことにする。

イ．印刷データに関する費用負担

得意先が印刷データに関する費用を負担している場合であっても、その事実をもって印刷データの所有権が得意先に帰属する根拠とはならないと考える。例えば、製版代は、注文を受けた印刷物を製作するための製版フィルムを作成するにあたり、印刷事業者が投入する技術またはノウハウにかかる使用料もしくは加工料であり、製版フィルムそのものの対価ではないとされている。

データ作成費用、データ処理料などのいわゆる印刷データに関する費用についても、請負契約の目的物である印刷物の製作過程において、印刷データに関する技術加工の対価として計上されるものであり、印刷データの所有権移転の対価を意味するものではない。

ウ．印刷データの保存義務

印刷データは取引完了後も消去せずに保存される場合があるが、その事実をもって、印刷データの所有権が得意先に帰属し、あるいは得意先から暗黙の依頼によって印刷データが印刷業者によって保存されていると解することはできないと考える。例えば印刷原版は、特定の印刷物を除き、印刷事業者の自らの裁量により、将来発生するかもしれない再版の備えて受注確保の観点から保存されるのが通常である。

印刷データについても、再版受注時の費用節減ならびに各種デジタルコンテンツの制作など多目的利用にかかる新規受注などを見込んで、印刷業者が独自の判断で保存する場合が多いが、これは印刷事業者が自ら印刷データの所有権行使の一例として行っているものであると考える。

エ．印刷データの処分権限

印刷原版の廃棄処分に当たっては、得意先に事前に連絡をしたり、あるいは状況によっては得意先に引き渡している場合があるが、その事実をもって印刷原版の所有権が得意先に帰属していると考えすることはできない。印刷原版の処分に当たり、印刷事業者が事前に得意先にその旨を打診することは、あくまでも印刷事業者の自由裁量に基づく行為であり、印刷データについても同様に理解して差し支えないと考える。

『デジタル化に伴う「印刷用データ」の権利問題』のア、イ、ウ、エは「印刷産業におけるデジタルコンテンツビジネスに関する調査研究報告書」((社)日本印刷産業連合会、平成12年3月発行)の“印刷用データの権利帰属に関わる問題”(76ページ～78ページ)から引用しました。

オ．参考事例

- 「製版フィルム」の所有権をめぐる判例(平成13年7月9日) -

a．事案の概要

本件は、原告が被告(印刷業者)に住宅専門雑誌の印刷及び製本を依頼したところ、被告がその過程で作成した製版フィルムを廃棄したため損害を被ったとして、次の件で争われ、製版フィルムの所有権の帰属及びこれを廃棄した被告の損害賠償責任の有無が主な争点である。

- ・ 原告が被告に損害賠償請求する事件
- ・ 原告が製本代金支払いのために振り出した約束手形の手形金を被告が請求する事件

事実関係

東京都印刷工業組合「組合ガイド」

(1)原告は被告（印刷業者）に対し、平成5年11月初旬に住宅専門誌「A雑誌」VOL-1(平成5年12月3日発行)の、平成6年5月初旬に同誌VOL-2(平成6年6月5日発行)の、平成6年10月下旬に同誌VOL-3(平成6年12月15日発行)の印刷及び製本を発注し、被告はこれらをいずれも受注した。

(2)被告（印刷業者）は、被告が本件雑誌を印刷する過程で作成した製版フィルムを製本完了後に廃棄した。

(3)原告は、本件雑誌の印刷及び製本代金支払のため別紙手形目録記載の約束手形金1通を被告に振り出し、被告は、同手形を支払呈示期間内に支払場所で呈示した。

原告の主張

(1)本件製版フィルムは原告の所有であり、そうでないとしても、原告と被告との間には、本件製版フィルムを引き渡す旨の明示又は黙示の合意が存しており、また被告が原告に無断で本件製版フィルムを廃棄したことは信義に反する違法なものである。

(2)原告は、被告が本件製版フィルムを廃棄したので、本件雑誌の増刷をするためには本件製版フィルムを再び作成するほかなく、その製作費用相当額の損害を被った。

(3)よって、原告は被告に対し、VOL-1につき内金 万円、VOL-2につき内金 万円、VOL-3につき内金 2500万円の賠償を求める。

(4)本件約束手形金は本件製版フィルムの引渡しと引き換えに支払う。

被告の主張

(1)原告の主張(1)は否認する。製版フィルムは、請負者が請負の過程で自己調達した材料をもって作成した中間生成物であり、請負業者が注文者に引き渡すべき請負契約の給付物ではないから、請負者の所有に帰属するというべきである。

(2)原告の主張(2)と(3)は争う。本件製版フィルムは印刷という本来の目的を達成して役割を終えている。また原告が何年も前の情報しか載っていない本件雑誌を再版することの可能性は疑問であり、得べかりし利益の立証がない、また再版の際には広告掲載料は支払われないから、再版したとしても販売の利益は少ない上、どの程度売れるかについても疑問である、したがって、原告主張の損害は立証がなく認められない。

b.東京地方裁判所の判断

本件製版フィルムの所有権について

(1)通常、書籍の出版工程は、大きくみて、製版・印刷・出版に分けることができ、まずデザインや内容が決められ、これを基にして「版下」が作成され、この「版下」にカラー写真を組み入れる等して「製版フィルム」が作成され、これに基づいて印刷機にかける「刷版」が製作され、その刷版を印刷機に設置して印刷した上、刷り上がった紙面を規格に合わせて裁断、製本して出版するという過程をたどる。この流れは本件雑誌の出版についても大きな違いはなく、ただ本件では、原告又はその指示の下に被告の従業員があらかじめコンピュータを使用して図版や編集記事を組み込んだデータを作成し、被告がこのデータと原告から交付を受けた写真等を使用して本件製版フィルムを作成したため版下が作成されない点において、上記の作業工程と異なっているといえることができる。

また、通常の場合、製版フィルムは、印刷会社はその色合いやレイアウト等について注文者の指示を仰ぎながら作成するものであり、印刷会社の独断で作成されることはなく（このことは書籍の印刷及び製本を請負う契約の趣旨から容易に理解される。）、本件製版フィルムについても、被告が色合いやレイアウト等について原告の指示を仰ぎながら協議の上作成された。

このように製版フィルムの作成は色合わせや色着け等煩瑣な技術的作業が必要であり、その費用も一般に高額となるが、本件では、VOL-2 の製版料として 万円が見積もられており、VOL-1、VOL-3 についても同様の費用が必要であったことが推認される。

そして、書籍を再版する場合に既存の製版フィルムを利用することにより、単に製版フィルムを再び作成する費用を節約するというだけでなく、出版までの期間を短縮するという点で大きな利点があることは容易に理解することができる。

(2)原告は平成5年11月初旬、住宅専門誌「A雑誌」の発刊を計画し、被告にVOL-1の印刷及び製本を依頼した。当初、原告はコンピュータを備えていなかったため、被告が同社のコンピュータを使用してデザインやレイアウトを作成し、原告から交付を受けた写真等をこれに組み込んで製版フィルムを作成の上、印刷・製本をしたが、原告がその後も「A雑誌」を順次の続刊する予定であることを被告に伝えたことから、その後は、原告が被告と互換性のあるコンピュータを購入し、相互に電話回線で情報を送受信して作業効率を上げることになり、平成6年5月初旬に依頼されたVOL-2の印刷及び製本に当たっては、被告の担当者が原告に常駐し、原告のコンピュータを使用して原告側と協議しながら依頼に沿ったデータを作成し、これを使用して被告が製版フィルムを作成することになり、同年10月下旬に依頼されたVOL-3についても同様であった。

以上の本件雑誌の印刷、製本については、原告と被告との間で契約書が作成されておらず、製版フィルムの所有権の帰属や保管について原告と被告との合意を記載した書面も作成されていない。

(3)ところで、一般に、注文者の依頼により雑誌を印刷、製本する行為は請負に当たり、その依頼を受けた者は、注文者の求めに応じて雑誌を印刷・製本の上、これを注文者に交付して請負った仕事を完成すれば足り、これにより報酬請求権を取得する。しかし、請負人が請負った仕事をする過程で自己の材料を使用して作成した物品は、それ自体として請負の目的物ではないから、契約当事者間でその所有権について別異の合意をするなど特段の事情がない限り、その所有権は請負人に帰属し、請負人がこれを注文者に引き渡す義務はない。

そして、本件で問題とされている製版フィルムは、印刷工程において印刷物完成のために作成される中間生成物であるから、原則として印刷業者の所有に帰属し、契約当事者間でその所有権や交付義務について別異の合意をしない限り、印刷業者はこれを注文者に引き渡す義務を負わないというべきである。

たしかに、請負の過程で作成される中間生成物といっても、一時的に作成される図案等のように用済み後廃棄されることが予定されているものや、書籍の版下のようにいずれ再出版するときに再利用する可能性が想定されるもの、再び作成する場合にさしたる費用を要しないもの、制作に多額の費用を要し、又は作成すること自体が困難なもの等、再利用や費用等の観点から様々な態様が考えられるが、どのような場合であっても、これら版下、

製版フィルムの類はいずれも請負契約の仕事の完成するために請負人がその材料を使用して作成した中間生成物にすぎず、当事者はその中間生成物の作成、交付自体を目的として請負契約をしているわけではない。また、これら版下等の作成に要する費用は通常請負代金に含められているが、その作成費用は請負人が請負った仕事を遂行するために必要な費用であるから、これを注文者が負担するのは当然であるし、本件製版フィルムの作成に当たり、原告側で用意した写真が使用されたり、原告の創意、工夫等の知的成果が組み込まれているとしても、それらは完成して引き渡される請負の目的物に凝縮されて反映されるものであり、そのことを当然の前提として契約がされていると理解されるから、これをもって原告が請負の中間生成物についてまで所有権を取得する根拠とはならない。なお、製版フィルムが作成される趣旨目的からすれば、印刷業者はその製版フィルムを独自に利用することができず、製版フィルムはそれ自体として格別価値のないものであるといえるが、印刷業者に製版フィルムを利用する独自の権利や利益がないこととその所有権の帰属とは別個の問題であるから、この点も原告の主張を裏付けるものではない。

したがって、これらの版下、製版フィルムについて、注文者においてこれを再利用する必要があること、高額の作成費用を負担していること、版下等が注文者の創意、工夫等の知的成果を組み込んだ価値のあるものであることといった事情が認められるとしても、そのことが直ちに注文者の所有権を認める根拠となり得るものではなく、契約当事者間で注文者の所有とすることや注文者に引き渡すこと等が合意されていない限り、その所有権は請負人である印刷業者に帰属し、注文者が印刷業者にこれら版下等の引渡しを求める権利を有しているということもできない。

以上の次第であるから、本件製版フィルムの所有権が原告に帰属する旨の原告の主張は採用することができず、ほかに本件製版フィルムが原告の所有に属すると認めるに足りる証拠はない。

被告の本件製版フィルムの引渡し又は保管義務について

社団法人日本書籍出版協会及び社団法人日本印刷産業連合会等に対する各調査嘱託の結果によると、印刷会社では、使用期間の短い新聞の折り込みチラシなどの場合には、通常印刷が終了した後2、3か月程度で製版フィルムを廃棄しているが、雑誌を含む書籍等の場合には、再版時に製版フィルムを保管している印刷会社が印刷・製本を受注する成り行きとなることから、そのような場合に備える意味もあって、印刷会社が製版フィルムを保管しているのが通例であり、そのような場合には、印刷会社が製版フィルムを廃棄するときは、事前に注文者の承諾を得るといっても行われているように認められる。

このように、印刷業者が製版フィルムを手元に保管するのは、これを保管していることにより注文者から再版を受注する可能性があるからであり、いわば製版フィルムの再利用と印刷の受注という双方の利益をために印刷業者が自らの判断でこれを保管していたものといえることができ、印刷業者が注文者の承諾を得て製版フィルムを廃棄することは、そうした双方の利益を反映した結果にすぎず、そのことから注文者が印刷業者に製版フィルムの引渡しを求める権利を有しているとか、自己の承諾なく製版フィルムを廃棄されない権利が保障されているといえるものではない。

原告の請求について

原告は、本件訴訟において本件製版フィルムを再度作成する費用の賠償を請求している。しかし、前記のとおり、本件製版フィルムは被告の所有物であるから、これを原告に引き渡す義務はなく、被告が原告にその引渡しを約束した事実もこれを認めることはできない。また、被告は、本件雑誌の再版に備えて本件製版フィルムを保管することを原告に約束しているが、そのことから被告が原告に本件製版フィルム自体を引き渡す義務まで負担したということから、結局のところ被告の債務不履行により原告が被った損害は、本件製版フィルムを利用して本件雑誌を再版する等による得べかりし利益であり、被告に本件製版フィルムを作成し直すことまで求める権利はないといわなければならない。

そうすると、本件製版フィルムの作成費用の賠償を求める原告の請求は、その点について判断するまでもなく理由がない(信義則により本件製版フィルム廃棄が違法と認められる場合でも、上記結論に異なるところはないから、これを理由とする原告の請求も理由がない)。

被告の請求について

原告が本件雑誌の印刷・製本代金の支払いのため本件約束手形を被告に振り出し、被告が同手形を支払呈示期間内に支払場所で呈示したことは前記のとおりであるから、これによれば、原告は本件約束手形金の支払義務がある。この点、原告は、本件製版フィルムの引渡しと引き換えに本件約束手形金を支払う旨主張するが、原告に本件製版フィルムの作成、引渡しを求める権利がないことは前記のとおりであるから、採用することができない。

結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないから棄却し、被告の請求は理由があるから手形判決を認可することとする。

平成7年(ワ)第23552号損害賠償請求事、平成8年(ワ)第70248号約束手形金請求事件、平成9年(ワ)第25536号損害賠償請求事件